

令和6年度 「清瀬市太陽光発電機器等設置補助金」 交付申込のご案内

◎先着順での受付となります。ご注意ください。

対象者	清瀬市内の住宅（新築・既築とも）又は、倉庫等（倉庫・カーポート等）に対象機器を設置する市民（住民登録者）
対象機器 (詳しくは次 ページ)	太陽光発電システム 1 kWあたり3万円（上限10万円） 家庭用燃料電池（エネファーム） 5万円 蓄電池 5万円 ・補助金額は、1,000円未満切り捨てとなります。 ・複数の種類の機器を同時に設置した場合、それぞれを合わせた金額の申込ができます。 ※詳細は、「清瀬市太陽光発電機器等設置補助金交付要綱」の別表を参照ください。
受付	令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで ・申込期間内であっても、予算残額が無くなり次第、受付を終了します。 ・事前に予算残額をホームページ等でご確認ください。
受付方法	受付窓口への持参 <u>※郵送・メールによる申込は不可です。</u> ・本補助金は、設置後申込です。 ・消えるボールペンは使用しないでください。

○機器設置日から起算して1年以内の機器が補助対象機器となります。

受付窓口・問合せ

清瀬市 市民環境部 環境課 環境政策係
〒204-8511 清瀬市中里5-842 清瀬市役所3階
平日 8:30~17:00 月曜~金曜（土・日・祝日及び年末年始を除く）
電話：042-497-2099（直通）

補助対象者

補助対象機器	申請できる方
個人住宅	<p>下記の1、2及び3のいずれにも該当する方。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 市内に住民登録をし、登録した住所地に住んでいる方。2. 申込時に納期が到来している前年度の住民税を完納している方。 または、非課税の決定を受けている方。3. 以下のいずれかに該当する方。<ul style="list-style-type: none">・自らが所有して居住する住宅に新たに購入した補助対象機器を設置した方。・補助対象機器が設置された住宅を購入し、居住している方。・自らが所有して居住する住宅に近接する倉庫やカーポート等に新たに購入した補助対象機器を設置した方。・住宅に近接する倉庫やカーポート等に補助対象機器が設置された住宅を購入した方。
併用住宅 (店舗や事務所など が併設された住宅)	個人住宅の条件に加えて、居住部分面積が建物全体の延床面積の半分を超える必要があります。(図面等に各エリアをお示し下さい)

申込にあたっての注意事項

- 補助対象機器の申込は、以下の場合を除き、同一の住宅又は対象者に対して各機器1回ずつとなります。
 - ・設置より17年経過した後に太陽光発電システムを撤去し、新たに太陽光発電システムを設置したとき。
 - ・設置より6年を経過した家庭用燃料電池又は蓄電池を撤去し、新たに家庭用燃料電池又は蓄電池を設置したとき。
- 機器が中古または、リースの場合は、対象外になります。

補助対象機器の要件

補助対象機器	要件
太陽光発電システム	一般財団法人電気安全研究所(JET)による太陽電池モジュールの認証を受けたもの又はこれに準じた性能を有する機器と市長が認めるもの。公称最大出力が10kW未満のもの。
家庭用燃料電池 (エネファーム)	住宅用途として使用する燃料電池コーチェネレーションシステムであって、発電能力が0.5kW以上であるもの。
蓄電池	一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」において登録しているもの、または同等程度の性能を持つものとして市長が認めるもので、太陽光発電システムと併用しているもの。

機器設置日について（例）

機 器	新 築	既 築
太陽光発電システム		
家庭用燃料電池 (エネファーム)	機器の保証書の日付 建物引き渡し日 等	機器の保証書の日付 機器の設置完了日 等
蓄電池		



ご協力のお願い

○機器設置状況の確認が必要な場合は、事前に連絡の上、現地確認させていただきますのでご了承ください。

申込方法と注意事項

○補助金の交付条件に違反したときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求める場合があります。

○申込期間内であっても、交付申込額の総額が令和6年度の予算に達し次第、受付を終了します。

○予算の残額は市ホームページに隨時載掲載しますが、目安としてお考えください。

また、書類の不備・不足による修正・追加提出のための受付完了までに時間を要することがあります。

※受付完了となる前に、予算の終了又は申請期限の到来があると、受付できません。

国・都等、他の補助制度について

国・都の補助金との併用が可能です。

各補助金の詳細については、各HP等でご確認をお願いします。



添付書類チェックリスト

※下表の他に、追加で他の書類を提出いただく場合があります。

チェック	添付書類	
<input type="checkbox"/>	清瀬市太陽光発電機器等設置補助金交付申込書（市様式）	清瀬市役所 環境課 窓口にて配布。または、HPよりダウンロード。記入例を参照してください。
<input type="checkbox"/>	清瀬市太陽光発電機器等設置補助金交付請求書（市様式）	日付・金額は記入しないでください。
<input type="checkbox"/>	機器設置日が確認できる書類のコピー ※日付記入のものに限る	●太陽光発電システム 機器の保証書、建物引き渡し日または設置完了日等を証する書類
<input type="checkbox"/>		●家庭用燃料電池（エネファーム） 機器の保証書、建物引き渡し日または設置完了日等を証する書類
<input type="checkbox"/>		●蓄電池 機器の保証書、建物引き渡し日または設置完了日等を証する書類
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書又は売買契約のコピー	設置機器が対象となっているまたは、含まれていることが確認できるもの。
<input type="checkbox"/>	設備の費用明細（内訳書）のコピー	設置機器の明細（内訳）が明記されているもの。
<input type="checkbox"/>	設置機器の領収書のコピー	領収書または、利用明細控えに「発行者・宛名・金額・年月日・購入内容」が明記されているもの。
<input type="checkbox"/>	設置機器の設置後の状況を確認できる写真	●太陽光発電システム ①建物外観（全体）②モジュール（パネル）③パワーコンディショナ ④倉庫・カーポート等に設置の場合は、当該建築物の外観（全体）
<input type="checkbox"/>		●家庭用燃料電池（エネファーム） ①建物外観（全体）②燃料電池 ③貯湯ユニット (全体と型番が認識できること)
<input type="checkbox"/>		●蓄電池 ①建物外観（全体）②蓄電池 (全体と型番が認識できること)
<input type="checkbox"/>	設置機器のカタログ（コピー可）	
<input type="checkbox"/>	申込者の住民票の写し (コピー不可)	個人番号（マイナンバー）の記載が無く、発行後3ヶ月以内のもの。 ※住民票の写しとは、自治体から発行された原本。
<input type="checkbox"/>	申込者の令和5年度の住民税の納税証明書又は非課税証明書（コピー不可）	<p>●令和5年1月1日に清瀬市に住民登録がある方 <u>提出は不要です。申込書の該当欄にご署名下さい。</u></p> <p>●令和5年1月1日に清瀬市に住民登録がない方 <u>令和5年1月1日時点で住民登録があった自治体で取得して下さい。</u></p>
<input type="checkbox"/>	機器を設置した住宅の案内図	縮尺1/1,500～1/2,000程度で住宅の位置が特定できるもの
<input type="checkbox"/>	手続代行選任届（市様式）	代行者が申込手続きをする場合のみ提出。
<input type="checkbox"/>	アンケート	回答記入済みのアンケート

可能な限り申込日に
近い日に発行したもの

◇◇手続きの流れ◇◇

●設置及び支払完了

●市役所窓口へ申込

別紙申込書（様式第1号）及び添付書類に必要事項を記入し、清瀬市役所 環境課 の窓口までお持ちください。

申込期間：令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)

※郵送・メールによる申込は不可です。

●受付

申込書一式が不備・不足なく提出された順に受付完了とさせていただきます。

※書類に不備・不足がある場合は、一度書類一式をお返しいたします。

●審査

機器設置状況の確認が必要な場合、事前に連絡の上、現地確認させていただきますのでご了承下さい。

●交付（不交付）決定通知書

審査後、交付（不交付）決定通知書を申込者に郵送します。

※代行者の方には、ご連絡しませんのでご注意下さい。

●指定口座への補助金振込

交付決定通知後、通知書記載日に指定口座へ振り込みます。

※通帳等で入金をご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、お気軽にご相談ください。



提出写真の例

建物外観（全体）



建物が全体的に
写るように撮影してください。

モジュール（パネル）



モジュール（パネル）全体的に写る
写真のみでご用意ください。

蓄電池等



全体が写る写真及び型式名が写っている
写真をそれぞれご用意ください。

写真関係の書類は、なるべく
1枚の用紙にまとめる形で
提出して下さい。

